「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑻　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑼　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。⑾において「昭和53年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後４年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑽　職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第１に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑾　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第９条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和50年労働省令第17号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第21条第１項（同法第26条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

⑿　職業能力開発促進法第28条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⒀　職業能力開発促進法施行令別表第１に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

⒁　計量法（平成４年法律第51号）第122条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第50条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者

⒂　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者又は同法第32条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者又は衛生工学部門に係る登録を受けた者で、空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するものに限る。）

⒃　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第３条第１項に規定する者

⒄　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者

⒅　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの

⒆　労働安全衛生法第81条第２項に規定する労働衛生コンサルタント

⒇　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

(21)　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者

(22)　８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

(23)　その他厚生労働省労働基準局長が認める者

４　受験申請書の提出期間　平成21年11月９日（月）から平成21年12月７日（月）まで

なお、郵便による受験申請書の提出は、平成21年12月７日（月）までの消印のあるものを有効とする。

５　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法第20条第１項の規定により指定を受けた財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。

６　受験申請書の提出先　財団法人安全衛生技術試験協会（〒101―0065 東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088）

７　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。

⑴　財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター

⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター

⑷　社団法人日本作業環境測定協会の本部

公　告

諮　詢　庁

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 10 月５日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成21年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エヌ・エス・テック　石川　信弘　岐阜県多治見市北丘町八丁目１番地の129　国土交通大臣許可（般―16）第20131号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年８月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第５３０号

北海道留萌市花園町２丁目１番８号

申立人　留萌信用金庫

本籍北海道旭川市永山５条11丁目78番地、最後の住所北海道旭川市春光台１条３丁目１番２号、死亡の場所北海道上川郡比布町、死亡年月日平成20年８月25日、出生の場所北海道留萌郡小平町、出生年月日昭和25年３月17日、職業不明

被相続人　亡　眞嶋　賢司

北海道旭川市東旭川北１条４丁目15番21号

相続財産管理人　司法書士　阿部　一喜

旭川家庭裁判所